## ■安慶名地区の地区整備計画チェックシート(1)

申請者名 安慶名(商業拠点地区) 地区の名称 地区の区分 用途地域 商業地域 チェック 備考 (1)1階部分を住宅のみの用に供する建築物 (2) 1 階部分を車庫のみの用に供する建築物 (3)性風俗系の風俗営業施設 地区計画における建築物等の追加用途の制限 (5) 白動車教習場 (建築してはならない建物等) (6) 単独倉庫 (7)倉庫業を営む倉庫 (8)畜舎 (9)無人店舗 建築物の容積率の最高限度 400% 100% 建築物の容積率の最低限度 建築物の建ぺい率の最高限度 60% П 立体駐車場を除く 本地区計画に係る都市計画 決定時に、現に建築物の敷地 として使用されている土地及 び仮換地指定された土地につ いては、適用外とする 建築物の敷地面積の最低面積 200㎡以上 建築物の建築面積の最低面積 100㎡以上 П 道路境界線より壁面又はベランダ、 外階段までの距離 1.0m以上 隣地境界線より壁面または出窓まで 0.5mly F 建築物等の壁面の位置の 制限 適用外 歩行者専用道路に面する壁面 商業拠点地区、沖縄石川線(県道 75号線)に面する敷地 道路沿い高さ25m以下での壁面の制限 高さは建築基準法に趣旨に よる 建築物等の高さの最高限度 20m以下 沖縄石川線(県道72号 線)に面する敷地のみ 建築物等の高さの最低限度 6m以上 淡い、太陽に映える色を基 調とする 明度(V)8以上、彩度(C)2以下 沖縄石川線(県道72号 線)に接する道路との境界よ り高さが2.5m以上の部分は 適用外 道路・路地・広場に面する屋根・外 屋外広告物の配置、形態、色彩 П 建築物等の形態・意匠の 制限 П 閉店後のショーウィンドウ、シャッター等の配置・意匠 道路沿い高さ2.5m以下での建築物の軒、庇及び 商業拠点地区、沖縄石川線(県道 75号線)に面する敷地 出窓等の突出や屋外広告物等 沖縄石川線(県道75号線)に接す 壁面後退部分に塀、柵等の設置 道路側地盤面より高さ60cm以下の石垣、CB塀の設置 垣・柵の構造の制限 沖縄石川線(県道75号線)以外の 道路に接する敷地 道路側地盤面より高さ高さ1.5m以下の網状、格子状のフェンス、花プロックなど透過性のある垣や柵の設置 

■安慶名地区の地区整備計画チェックシート(2) 申請者名 安慶名(沖縄石川線沿道等商業住宅地区) 地区の名称 地区の区分 用途地域 商業地域 近隣商業地域 第1種住居地域 チェック 備考 1.沖縄石川線(県道75号線)に面する敷地 1階部分を車庫のみの用に供する建築物 2.沖縄石川線(県道75号線)及びその他の道路に面する敷地 (1)性風俗系の風俗営業施設 地区計画における建築物等の追加用途の制限 (2)射的場、勝馬投票券または場外車券売場 (建築してはならない建物等) その他これに類するもの (3)自動車教習場 (4)単独倉庫 П (5)倉庫業を営む倉庫 (6)畜舎 400% 建築物の容積率の最高限度 300% 200% 建築物の建ぺい率の最高限度 80% 60% П 本地区計画に係る都市計画 決定時に、現に建築物の敷地 として使用されている土地及 び仮換地指定された土地につ いては、適用外とする 建築物の敷地面積の最低面積 160㎡以上 道路境界線より壁面又はベランダ、 外階段まで 1 0m以上 隣地境界線より壁面または出窓まで 0.5ml \( \) の距離 建築物等の壁面の位置の 制限 適用外 歩行者専用道路に面する壁面 商業拠点地区、沖縄石川線(県道 75号線)に面する敷地 道路沿い高さ2.5m以下での壁面の制限 17m以下(※景観計画による高さ制限を適用) 高さは建築基準法に趣旨に よる 建築物等の高さの最高限度 20m以下 П 淡い、太陽に映える色を基 調とする 明度(V)8以上、彩度(C)2以下 道路・路地・広場に面する屋根・外 屋外広告物の配置、形態、色彩 壁等 建築物等の形態・意匠の 制限 閉店後のショーウィンドウ、シャッター等の配置・意匠 道路沿い高さ2.5m以下での建築物の軒、庇及び 出窓等の突出や屋外広告物等 商業拠点地区、沖縄石川線(県道 75号線)に面する敷地 沖縄石川線(県道75号線)に面す 歩道での車両乗入口は設置不可 車両乗入口 沖縄石川線(県道75号線)に接す 壁面後退部分に塀、柵等の設置 る敷地 垣・柵の構造の制限 道路側地盤面より高さ60cm以下の石垣、CB塀の設置 

道路側地盤面より高さ高さ1.5m以下の網状、格子状のフェンス、花ブロックなど透過性のある垣や柵の設置

沖縄石川線(県道75号線)以外の 道路に接する敷地

## ■安慶名地区の地区整備計画チェックシート(3)

申請者名 安慶名(住宅地区) 地区の名称 地区の区分 住宅地区-1 住宅地区-2 住宅地区-3 第1種住居地域 用途地域 準住居地域 第1種住居地域 チェック 備考 (1)射的場、勝馬投票券または場外車券売場その他これに類するもの 地区計画における建築物等の追加用途の制限 (建築してはならない建物等) (2)自動車教習場 建築物の容積率の最高限度 200% 60% 建築物の建ぺい率の最高限度 本地区計画に係る都市計画 決定時に、現に建築物の敷地 として使用されている土地及 び仮換地指定された土地につ いては、適用外とする 建築物の敷地面積の最低面積 160㎡以上 道路境界線より壁面又はベランダ、 外階段までの距離 1.0m以上 隣地境界線より壁面または出窓まで 0.5m以上 建築物等の壁面の位置の 制限 歩行者専用道路に面する壁面 適用外 商業拠点地区、沖縄石川線(県道 75号線)に面する敷地 道路沿い高さ2.5m以下での壁面の制限 建築物等の高さの最高限度 高さは建築基準法に趣旨によ る 20m以下 12m以下 淡い、太陽に映える色を基 調とする 明度(V)8以上、彩度(C)2以下 建築物等の形態・意匠の 道路・路地・広場に面する屋根・外 制限 屋外広告物の配置、形態、色彩 沖縄石川線(県道75号線)に接す 壁面後退部分に塀、柵等の設置 垣・柵の構造の制限 道路側地盤面より高さ60cm以下の石垣、CB塀の設置 沖縄石川線(県道75号線)以外の 道路に接する敷地 道路側地盤面より高さ高さ1.5m以下の網状、格子状のフェンス、花ブロックなど透過性のある垣や柵の設置